

教児安第660号  
教保体第1113号  
令和4年12月6日

各県立学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長  
教育振興部保健体育課長

巨大地震の後発地震に関する情報発信時における対応について（通知）

このことについて、平成31年4月4日には「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が、令和4年11月21日には「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」が、県防災危機管理部長から各市町村長宛てに通知され、情報の種類に応じて後発地震に備える対応を呼びかけることとされています。

県教育委員会としては、「学校安全の手引」（令和2年3月 県教育委員会）の参考資料「2 学校に係る事件・事故対応事例」に、「南海トラフ地震臨時情報の発信」時の対応（別紙1）及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信」時の対応（別紙2）を追加することとしました。

については、各学校において、下記のとおり取り組むようお願いいたします。

記

1 危機管理マニュアルへの記載について

各学校の危機管理マニュアルに別紙1、2を参照の上「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）」、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」及び発信時における対応を必要に応じて確実に記載すること。

2 市町村防災部局との連携について

各学校においては引き続き市町村防災部局との連携を密にし、平時からの地震への備えの再確認等、地震津波対策に万全を期すこと。

<参考>

- ・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun\\_guideline2.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/pdf/guideline\\_honbun.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/guideline_honbun.pdf)

担 当

教育振興部児童生徒安全課  
主席指導主事 土 屋 敦  
TEL 043-223-4091

教育振興部保健体育課  
主 幹 島 原 一 紀  
TEL 043-223-4090

教児安第660号  
教保体第1113号  
令和4年12月6日

各市町村教育委員会  
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長  
千葉県教育庁教育振興部保健体育課長  
(公印省略)

### 巨大地震の後発地震に関する情報発信時における対応について（通知）

このことについて、平成31年4月4日には「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が、令和4年11月21日には「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」が、県防災危機管理部長から各市町村長宛てに通知され、情報の種類に応じて後発地震に備える対応を呼びかけることとされています。

県教育委員会としては、「学校安全の手引」（令和2年3月 県教育委員会）の参考資料「2 学校に係る事件・事故対応事例」に、「南海トラフ地震臨時情報の発信」時の対応（別紙1）及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信」時の対応（別紙2）を追加することとしました。

つきましては、貴管下の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に対し、下記事項について御指導くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 危機管理マニュアルへの記載について

各学校の危機管理マニュアルに別紙1、2を参照の上「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）」、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」及び発信時における対応を必要に応じて確実に記載すること。

#### 2 市町村防災部局との連携について

各学校園においては引き続き市町村防災部局等との連携を密にし、平時からの地震への備えの再確認等、地震津波対策に万全を期すこと。

#### <参考>

- ・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun\\_guideline2.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/pdf/guideline\\_honbun.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/guideline_honbun.pdf)

#### 担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課  
主席指導主事 土屋 敦  
TEL 043-223-4091

千葉県教育庁教育振興部保健体育課  
主 幹 島原 一紀  
TEL 043-223-4090

教児安第660号  
教保体第1113号  
令和4年12月6日

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長  
教育振興部保健体育課長

巨大地震の後発地震に関する情報発信時における対応について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各市町村教育委員会学校安全主管課長宛てに通知しましたので、御了知願います。

担 当

教育振興部児童生徒安全課  
主席指導主事 土 屋 敦  
TEL 043-223-4091

教育振興部保健体育課  
主 幹 島 原 一 紀  
TEL 043-223-4090



教児安第660号  
教保体第1113号  
令和4年12月6日

各市町村教育委員会  
学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長  
千葉県教育庁教育振興部保健体育課長  
(公印省略)

### 巨大地震の後発地震に関する情報発信時における対応について（通知）

このことについて、平成31年4月4日には「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が、令和4年11月21日には「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」が、県防災危機管理部長から各市町村長宛てに通知され、情報の種類に応じて後発地震に備える対応を呼びかけることとされています。

県教育委員会としては、「学校安全の手引」（令和2年3月 県教育委員会）の参考資料「2 学校に係る事件・事故対応事例」に、「南海トラフ地震臨時情報の発信」時の対応（別紙1）及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信」時の対応（別紙2）を追加することとしました。

つきましては、貴管下の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に対し、下記事項について御指導くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 危機管理マニュアルへの記載について

各学校の危機管理マニュアルに別紙1、2を参照の上「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）」、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」及び発信時における対応を必要に応じて確実に記載すること。

##### 2 市町村防災部局との連携について

各学校園においては引き続き市町村防災部局等との連携を密にし、平時からの地震への備えの再確認等、地震津波対策に万全を期すこと。

#### <参考>

- ・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun\\_guideline2.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/pdf/guideline\\_honbun.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/pdf/guideline_honbun.pdf)

#### 担 当

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課  
主席指導主事 土 屋 敦  
TEL 043-223-4091

千葉県教育庁教育振興部保健体育課  
主 幹 島 原 一 紀  
TEL 043-223-4090

## 南海トラフ地震臨時情報の発信

南海トラフの西側でM8.1の地震が発生して、南海トラフ地震臨時情報が発信された。

### 1 南海トラフ地震臨時情報について

M6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された際には、以下の3つのケースに応じた臨時情報が発信される。

#### (1) 半割れ（大規模地震M8.0以上）

南海トラフの想定震源内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

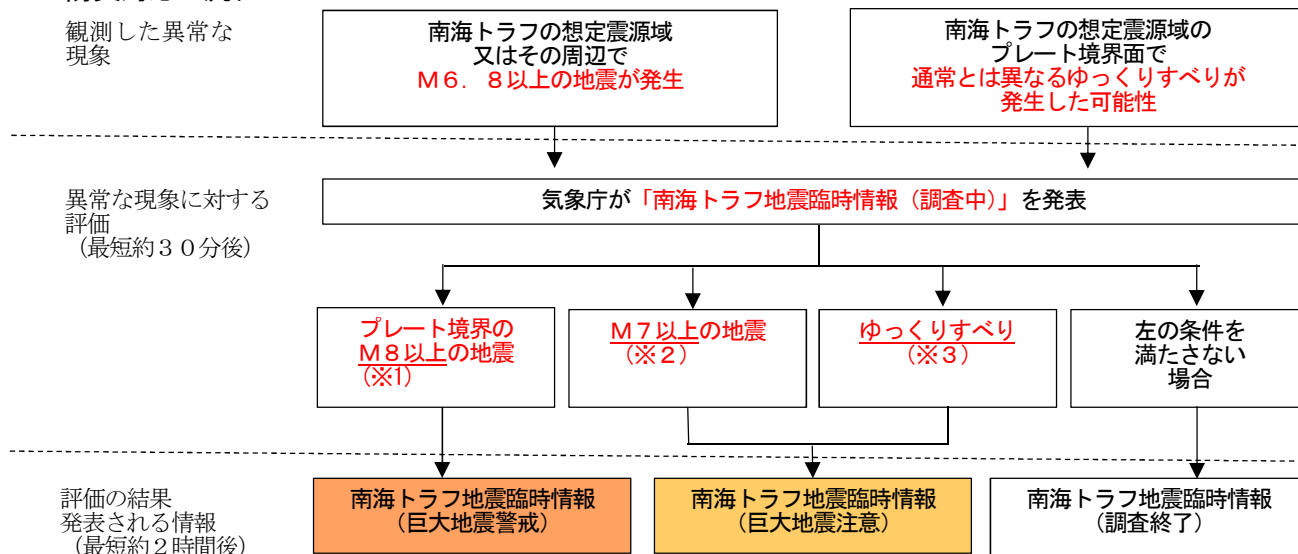
#### (2) 一部割れ（前震可能性地震M7.0以上8.0未満）

南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

#### (3) ゆっくりすべり

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

### 2 防災対応の流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり (ゆっくりすべりケース)
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b>	<b>巨大地震注意対応</b> (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b>
1週間			
2週間	<b>巨大地震注意対応</b> (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

### (1) 巨大地震警戒対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難（高齢者等事前避難対象地域）
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域（住民事前避難対象地域）の住民は避難

### (2) 巨大地震注意対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等

## 3 発信時の対応ポイント

### 基本的な考え

- ・地震発生の可能性と防災対応の実施による学校生活・日常生活等への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- ・学校生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- ・対応を検討する学校は、**南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「対策推進地域」という。）に立地する学校**を基本とする。ただし、対策推進地域以外でも地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局と連絡を密にして対応する必要がある。なお、**対策推進地域のうち津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域に立地する学校は、市町村長が指定する「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する必要がある。**
- ・最初の地震発生後、**最も警戒する期間は1週間**を基本とする。

### 本県の対策推進地域

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町

### 本県の住民事前避難対象地域

※令和4年12月時点

館山市（船形、那古、北条、館山、西岬、旧神戸、旧富崎小学校区の指定されている地区）

## 情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

## 情報発信された場合の防災対応

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
  - ・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
  - ・今後の情報に注意
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
  - ・平時からの地震への備えを再確認する等
  - ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
  - ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

「巨大地震警戒対応」開始からの通常的生活までの住民の地域別対応

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
	社会状況を踏まえて平時からの地震への備えを再確認等	事前避難対象地域	
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から 1週間	社会状況を踏まえて平時からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から 2週間	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等
地震発生後 2週間以降	通常的生活	通常的生活	通常的生活

住民事前避難対象地域の立地する学校の対応について

地域区分	学校において計画等に記載すべき事項	学校における留意事項
住民事前避難対象地域	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、 <b>児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。</b> この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 住民事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、 <b>臨時休業等の適切な対応</b> をとる。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
  - ・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
  - ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

#### 4 具体的な防災対応

##### 平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・ 安否確認手段の確認
- ・ ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・ 非常持出物品の確認
- ・ 情報収集機器の動作確認
- ・ ハザードマップの確認
- ・ 発災時の職員の役割分担の確認など
- ・ 避難場所・避難経路の確認
- ・ 避難誘導手順の再確認
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・ 保護者との連絡手段の取り決め
- ・ 児童生徒の引き渡しについて
- ・ 児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

##### 施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

##### 児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにできるだけ近づかない など

##### 情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保  
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯  
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え  
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意  
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認



## 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信

北海道・三陸沖でM7.2の地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された

### 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報について

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM7.0以上の地震が発生した場合に情報が発信される。

本県で情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町

### 2 発信時の対応ポイント

#### 基本的な考え

- ・先発地震発生後、特に1週間程度は平時よりも巨大地震の発生に注意する。
  - ① 平時から地震への備え（事前防災対策）を徹底した上で注意情報が発信された場合には、地震への備えを再確認する。
  - ② 直ちに避難できる準備等を徹底する。

#### 情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

### 3 具体的な防災対応

#### 平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・安否確認手段の確認
- ・ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・非常持出物品の確認
- ・情報収集機器の動作確認
- ・ハザードマップの確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認など
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・避難訓練の実施
- ・避難誘導手順の再確認
- ・出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・保護者との連絡手段の取り決め
- ・児童生徒の引き渡しについて
- ・児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

### 施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

### 児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにできるだけ近づかない など

### 情報発信された場合の防災対応

#### 揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保  
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯  
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

#### 想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え  
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意  
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

#### 地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

各市町村長 様  
(防災担当課扱い)

千葉県防災危機管理部長  
(公印省略)

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン  
(第1版)」の公表について (通知)

本県の防災行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、平成31年3月29日付けで府政防第358号及び消防災第63号により、別添のとおり内閣府及び消防庁から通知がありました。

つきましては、別添のガイドラインを参考に防災対応の検討を推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、当該防災対応に関する必要事項については、今後、防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画を修正し、反映することを予定しているとのことです。

【別添資料】

- ・ 国の通知文書
- ・ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン (第1版)

担当 千葉県防災危機管理部防災政策課  
政策室 吉岡・伊藤

TEL : 043-223-3697 FAX : 043-222-5208

E-mail : bousai4@mz.pref.chiba.lg.jp



府政防第358号  
消防災第63号  
平成31年3月29日

各都府県防災担当主管部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）  
（公印省略）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
（公印省略）

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討  
ガイドライン（第1版）」の公表について（通知）

平成30年3月より、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において検討され、同年12月に報告書が取りまとめられました。

本報告を受け、地方公共団体や企業等が南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に取りべきべき防災対応を検討する際の参考としていただけるよう、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定いたしました（別添参照）。

貴職におかれましては、本ガイドラインを参考に防災対応の検討を推進していただくとともに、貴都府県内の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村に対し周知いただき、各市町村における取組について必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、当該防災対応に関する必要事項については、今後、防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画を修正し、反映することを予定しています。

別添 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン  
（第1版）

【本件連絡先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

企画官 高橋伸輔、主査付 加川一輝 03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 陰山暁介、震災対策係長 木村義寛 03-5253-7525

# 参考

防 対 第 731 号  
令和4年11月21日

各部（局・庁）主管課長  
様  
部 内 各 課 長

防災危機管理部防災対策課長

## 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について（通知）

このことについて、内閣府および気象庁では、日本海溝・千島海溝周辺で大きな地震があった場合に、周辺で巨大地震が発生することに注意を促す「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を新たに導入することとなりました。

貴職におかれましては、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）及び消防庁国民保護・防災部防災課長からの通知にある「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を参考に防災対策を推進していただきますようお願いいたします。

併せまして、ガイドラインには企業の方にとっても参考になる、想定される巨大地震の概要等の解説、とるべき防災対応の例も掲載されておりますので、所管する団体等へも周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 ガイドライン等掲載場所

[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/guideline.html](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html)

### 2 注意情報の発表要件

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖で M7.0 以上の地震が発生した場合

### 3 注意情報の発表の方法

地震発生から概ね 2 時間以内に、地震の規模（マグニチュード）を精査し M7.0 以上の場合、気象庁及び内閣府の合同記者会見により発表。

### 4 運用開始日

令和4年12月16日 正午（予定）

5 国からの呼びかけの内容

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖で、引き続き大きな地震が発生する可能性があるため、対象地域における沿岸の住民等に、日頃の地震への備えの再確認と、すぐに避難できる態勢の準備を呼びかけるもの。

6 本県の対象地域（14市町村）

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町

7 本県の対応

注意情報が発表されている間、情報収集体制をとる。

**【担当】**

千葉県防災危機管理部

防災対策課 災害情報室 五十嵐

TEL:043-223-3697 FAX:043-222-1127

E-mail : bousai11@mz.pref.chiba.lg.jp



府政防第1432号  
消防災第232号  
令和4年11月8日

関係道県防災担当主管部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）  
（ 公 印 省 略 ）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
（ 公 印 省 略 ）

「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」  
の公表について（通知）

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きな Mw 8クラス以上の大規模な地震が発生する事例が過去に確認されており、Mw 7クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まるといわれています。このため、内閣府では、続いて発生する地震、いわゆる「後発地震」への注意を促す情報を新たに導入するため、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、情報の発信方法やとるべき防災対応、防災対応のよびかけ方法などの検討を行い、本日報告書を取りまとめました。

検討会での提言を踏まえ、内閣府では、後発地震への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とし、本情報については、令和4年12月16日から運用を開始する予定です。

また、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際にとるべき防災対応を自治体が検討する際に参考としていただけるよう、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を策定し、下記のとおり公表しましたのでお知らせいたします（別添参照）。

貴職におかれましては、本ガイドラインを参考に防災対策を推進していただくとともに、貴道県内の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発信時に防災対応をとるべき地域（別添1(p38)参照）内の市町村等に対し周知いただき、各市町村における取組みについて適宜、助言等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 公表資料（別添）

- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」本文 （別添1）
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」概要 （別添2）

## 2 掲載場所

内閣府「防災情報のページ」にて公表

[https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/hokkaido/guideline.html](https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html)

### 【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 小門研亮、主査 甲斐田知希 03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 西岡武則、震災対策係長 国井淳一郎 03-5253-7525



# 北海道・三陸沖

## 地震・津波に備えを！



マグニチュード

M7.0以上の大地震が  
起きたら…

続いて発生する  
巨大地震の可能性！  
情報で備えを

東日本大震災のときは

3月9日  
M7.3

続いて  
発生

3月11日  
M9.0

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」2022年12月運用開始

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りません。

## すぐに避難できる態勢の準備を！

巨大地震が発生した場合に、北海道から千葉県にかけての広い範囲で想定される甚大な被害に対し、1週間程度、備えの再確認や迅速な避難態勢の準備を。

枕元に靴等を置いて寝る



すぐに逃げ出せる  
態勢での就寝



非常持出品の  
常時携帯

インターネット



緊急情報の  
取得体制の確保

崩れやすいブロック塀等に  
近づかない



想定されるリスクから  
身の安全の確保

L字  
金具



備蓄食品の  
賞味期限  
家具転倒  
防止板

日頃からの  
備えの再確認





# 被害想定と防災対策

## 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震

### 被害想定

- 最大津波高約**30m**
- 最大死者約**19万9千人**  
※日本海溝沿いの地震
- 低体温症**死亡リスク

※後発地震に限らず突発的に起こる地震でも上記被害が起こり得ます。

### 防災対策

#### 対策で死者8割減

- ①津波即避難の徹底
- ②避難ビル等の活用
- ③防寒備品の準備

等

## 想定される津波と震度

### 日本海溝沿いの地震



### 千島海溝沿いの地震



# 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進地域内の事業者は津波避難計画の作成が必要です

令和4年9月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条により、千葉県内の27の市町村が推進地域に指定されました。推進地域内の関係事業者は、津波避難計画等を定めた対策計画又は日本海溝・千島海溝地震防災規程を6ヶ月以内に作成し届出することが定められています。南海トラフ地震に係る計画の作成、届出も義務付けられている可能性があります。

## 日本海溝・千島海溝地震 防災対策推進地域

千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町

※対象となるのは、推進地域内のうち津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域で施設又は事業を行う事業者です。

**浸水想定区域は、ちば情報マップでご確認ください。**

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/portal>

防災情報⇒日本海溝・千島海溝地震津波浸水想定

## 消防計画・予防規程・危害予防規程等の変更が必要です

消防法に基づく消防計画又は予防規程を作成している事業者は、消防計画等に津波避難計画等（「日本海溝・千島海溝地震防災規程」といいます。）を定め、所管の消防本部（局）へ変更の届出をしてください。

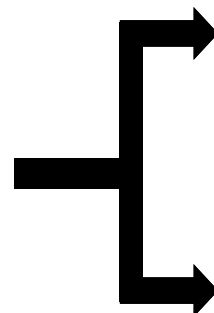
また、火薬類取締法、高圧ガス保安法による危害予防規程、ガス事業法による予防規程等各法に基づく規程等を作成している事業者は、それぞれの規程等に津波避難計画等を定め、規定等の変更の届出をしてください。

なお、届出をしたときは、所在地の市町村へ写しを提出してください。

※次の計画等を作成する事業者はそれぞれの規程等に津波避難計画等を定めます。

- ・ 消防法に規定する消防計画又は予防規程
- ・ 火薬類取締法に規定する危害予防規程
- ・ 高圧ガス保安法に規定する危害予防規程
- ・ ガス事業法に規定する保安規程
- ・ 電気事業法に規定する保安規程
- ・ 石油パイプライン事業法に規定する保安規程
- ・ 石油コンビナート等災害防止法に規定する防災規程
- ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令に定める実施基準
- ・ 索道施設に関する技術上の基準を定める省令に定める細則
- ・ 軌道運転規則に定める細則
- ・ 海上運送法施行規則に定める安全管理規程
- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則に定める運航管理規程

各法に基づく届出



各法に定める  
計画等の提出先

（消防長・知事・地方運輸  
局長・経済産業大臣等）

市 町 村

写しの提出

## ■ 消防計画等を作成しない事業者は県への届出が必要です

消防計画等を作成しない事業者は、新たに津波避難計画等（「対策計画」といいます。）を作成し県へ届出をしてください。

届出をしたときは、所在地の市町村へ写しを提出してください。

### 事業例

- ◆ 複合用途防火対象物（収容人員30人以上50人未満）
- ◆ 毒物・劇物製造、貯蔵所
- ◆ 学校、専修学校、各種学校等（50人未満、幼稚園等は30人未満）
- ◆ 授産施設
- ◆ 児童福祉法第7条第1項の施設で、消防計画を作成しない施設
- ◆ 身体障害者福祉法第5条第1項の施設で、消防計画を作成しない施設
- ◆ 生活保護法第38条第1項の施設で、消防計画を作成しない施設
- ◆ 介護老人保健施設（10人未満）
- ◆ 障害者福祉サービス事業を行う施設、地域活動センター等（30人未満）
- ◆ 障害の重い者を入所させる障害者支援施設（10人未満）
- ◆ 鉱山／貯木場／動物園
- ◆ 地方道路公社等が管理する道路事業
- ◆ 基幹放送、放送局設備供給役務提供事業
- ◆ 水道事業 等

## 津波避難計画等に定める事項

### ○ 津波からの円滑な避難の確保

気象庁から発表される津波警報等の伝達方法、従業員や顧客等が安全に避難するため、避難場所や避難経路、避難誘導等に必要の人員を定めます。必要に応じて指揮組織等を設置します。

### ○ 後発地震への注意を促す情報

後発地震への注意を促す情報の伝達方法、後発地震に対して注意する措置及び注意する期間を定めます。顧客等への情報の伝達方法など事業所ごとに必要とされる対策を定めます。

### ○ 事業所ごとの個別対応計画

顧客等の誘導方法や火災等防止対策、二次災害防止措置など事業所ごとに必要とされる対策を定めます。

### ○ 防災訓練

大規模地震を想定した防災訓練を年1回以上実施することとし、その内容等を定めます。

### ○ 防災教育及び広報

日本海溝・千島海溝地震が発生したときの具体的な行動や地震の知識等、職員等への防災教育の内容及び顧客等に対する広報の内容を定めます。

## 届出様式・提出先

- 津波避難計画等（日本海溝・千島海溝地震防災規程又は対策計画）に届出書及び施設の位置図、事業を運営するための主要な施設の位置図、運行経路図等を添付して、日本海溝・千島海溝地震防災規程の場合は各計画の提出先へ、対策計画の場合は県へ提出してください。
- 上記の届出をしたときは、計画書（日本海溝・千島海溝地震防災規程又は対策計画）に送付書を添付の上、所在地の市町村へ提出してください。
- 届出書及び送付書様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。  
千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/nihonchishima/taisakukeikaku.html>

<お問い合わせ>

千葉県防災危機管理部防災対策課

電話 043-223-3697

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1



防 対 第 6 0 5 号  
令和 4 年 10 月 21 日

関係市町村長

様

関係消防（局）長

千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

日本海溝・千島海溝地震事業者計画（対策計画・地震防災規程）の  
作成案内について（通知）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の、津波により浸水 30 cm 以上の浸水が想定される区域において、政令で定める施設等を管理または運営する事業者は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下、対策計画）」を作成しなければならないこととされています。

令和 4 年 9 月 30 日に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域が変更されたことを受け、本県においても作成対象地域となりました。

なお、県が設定した浸水想定として、日本海溝・千島海溝地震津波浸水図を千葉県ホームページ（ちば情報マップ）に掲載し、併せて日本海溝・千島海溝地震事業者計画（対策計画・地震防災規程）の作成案内をホームページに掲載しております。

貴団体におかれましては、関係機関と連携の上、対象事業者への周知、指導に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、作成指導にあたっては、別添の 9 月 30 日付府政防第 1353 号及び消防災第 203 号「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（通知）、同日付消防予第 490 号、消防危第 220 号、消防特第 206 号及び消防災第 205 号「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の作成について」を参考としてください。

また、南海トラフ地震に係る計画についても作成対象となっている場合がありますので、令和 4 年 5 月 17 日付防対第 152 号「南海トラフ地震事業者計画（対策計画・地震防災規定）の作成案内について（通知）」を参考に、引き続き関係機関と連携の



上、対象事業者への周知、指導に努めて頂きますようお願いいたします。

**【担当】**

(日本海溝・千島海溝地震の計画全般)

千葉県防災危機管理部防災対策課

災害情報室 五十嵐

TEL 043-223-3697

E-mail bousai11@mz.pref.chiba.lg.jp

(消防計画・石油コンビナート)

千葉県防災危機管理部消防課

予防・石油コンビナート班 平石・窪井

TEL 043-223-2177

E-mail bousai3@mz.pref.chiba.lg.jp